

新潟県立大学国際交流センター規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 36 号)

改正 平成 23 年 3 月 8 日

改正 平成 25 年 10 月 15 日

改正 令和 2 年 2 月 18 日

改正 令和 4 年 6 月 28 日

改正 令和 5 年 2 月 13 日

改正 令和 7 年 3 月 18 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 7 条第 3 項の規定に基づき、国際交流センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、新潟県立大学（以下「本学」という。）の国際交流活動および海外の大学等と連携した活動を推進することで、本学の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため次の業務を行うものとする。

- (1) 海外の大学等との国際交流協定に関すること。
- (2) 本学と海外の大学等との交流活動の推進に関すること。
- (3) 交換留学・派遣留学制度の運用と推進及び当該事案に関する学部間調整に関すること。
- (4) 本学の交換留学・派遣留学、海外研修の実施に係る支援に関すること。
- (5) 外国人留学生の修学・生活支援等、留学生受け入れ体制の整備
- (6) その他センターの設置目的の達成に必要な業務

(利用者の範囲)

第 4 条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員
- (2) 本学の学生
- (3) その他学長が必要と認めた者

第 2 章 運営委員会

(運営委員会)

第 5 条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 6 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条に規定する業務の遂行に必要な事項
- (2) センターの事業計画及び運営経費に関する事項
- (3) センターの施設・設備の改善に関する事項
- (4) センターの中期目標・計画及び評価に関する事項
- (5) その他センターの運営に関する事項

(構成)

第7条 委員会は、センター長並びに各学部及び附置研究所から選出された教員それぞれ2人以内の委員をもって構成する。

- 2 前項に定める委員のほか、センター長が必要と認める者を委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 副委員長は、各学部及び附置研究所から選出された委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

(定足数及び議決の方法)

第10条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(客員教員等)

第11条 センターの目的を達成するため、センターに客員教授及び客員准教授(以下「客員教員等」という。)を置くことができる。

- 2 客員教員等の称号の付与については、新潟県立大学客員教員等に関する規程に基づき、学長が行う。

(国際交流推進コーディネーター)

第12条 国際交流センターに国際交流推進コーディネーターを置くことができる。

(専門委員会)

第13条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第14条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第 15 条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、国際交流センターの管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人新潟県立大学定款附則第 3 項の規程により県立新潟女子短期大学が廃止されるまでの間においては、第 2 条に規定する「新潟県立大学」については、「新潟県立大学及び県立新潟女子短期大学」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。